

保育施設等における陽性者判明時の対応について (濃厚接触者特定から開園までの流れ)

陽性者判明 (保護者または職員本人から直ちに連絡)

① 陽性者の最終登園（出勤）日と症状の有無（有の場合、発症日）の確認

- ・発症・検査・陽性判明日の最も早い日より2日前から判明日までの登園（出勤）状況を整理（園より本人に症状・発症日・検査日・陽性判明日等について状況を聞き取り確認する）

② ①により、陽性者の調査必要日を確認（確認に時間を要する場合は、保護者あてお迎え依頼）

有症状の場合・・・発症日の2日前までの登園している日

陽性者	木	金	土	日	月	火
Aさん (有症状)	登園 (無症状)	登園 (無症状)	登園 (無症状)	休日 (発熱)	欠席（検査）	欠席（陽性）
		2日前 【要調査】	1日前 【要調査】	起点日 ※登園してたら要調査		

無症状の場合・・・検査（検体採取）日の2日前までの登園している日

陽性者	木	金	土	日	月	火
Bさん (無症状)	登園 (無症状)	登園 (無症状)	登園 (無症状)	休日 (無症状)	登園（検査） (無症状)	欠席（陽性）
			2日前 【要調査】	1日前	起点日 【要調査】	

③ 調査が必要な場合、お迎え依頼と併せて陽性者判明の文書（様式1-1又は様式1-2を参考）を送付 ※調査が必要ない場合は当該保護者の了承を得て様式1-3（参考）を送付

④ ②で確認した調査日の全職員・全園児の登園状況を確認

⑤ 陽性者ごとに、濃厚接触者を特定（基準に照らし、各場面ごとにチェックする）

・同じクラス、部屋で保育する園児・担任は基本は濃厚接触者に該当する。ただし同年齢でも別の部屋で保育をし、調査期間中全く交流がないようであれば対象外。また職員に関し、マスクを常時着用、食事は飛沫飛散距離内で摂らない状況などであれば、濃厚接触者として該当しない場合もある。個別の状況により判断が必要。

判定基準	<ul style="list-style-type: none"> ・感染者と同居または長時間の接触があった ・手で触れるこことできる距離（目安として1メートル）で、マスクをきちんと着用せず、感染者と15分以上の接触があった ・適切な感染防護（マスク着用など）なしに感染者を診察、看護もしくは介護をした ・感染者の気道分泌液もしくは体液等に直接触れた可能性が高い
園児場面	<input type="checkbox"/> 同じクラスの園児とクラス担任の活動 <input type="checkbox"/> 早朝延長、土曜保育の利用 <input type="checkbox"/> 換気が不十分な通園バス <input type="checkbox"/> 同じクラス以外で、いつも遊んでいる <input type="checkbox"/> クラス担任以外で、その園児を抱っこ等をした職員
職員場面	<input type="checkbox"/> 受け持っているクラスの活動 <input type="checkbox"/> 一緒に食事をした職員 <input type="checkbox"/> マスクをとって話をした職員 <input type="checkbox"/> 換気が不十分なバス通園 <input type="checkbox"/> 至近距離で接触した園児